

ご不明な点は記入説明員
におたずねください。

市民課

土・日窓口開設のお知らせ!

市民課(本庁)では、入学、転勤等で窓口が混みあう

3月15日(土)から**4月6日(日)**までの間、

土曜日・日曜日も窓口を開設します。

開設時間

土曜日 午前8時30分～12時まで

日曜日 午前8時30分～午後5時まで

他機関への照会等が必要な業務については、一部お取り扱い出来ない場合もありますので、ご了承ください。

業務内容

- (1) 戸籍・住民票・印鑑証明等の各種証明
- (2) 転入、転出、出生、婚姻届等の各種届
- (3) 印鑑登録
- (4) 外国人登録、児童手当等

お問い合わせ先 市民課 ☎862-3274

※本庁1階ロビーに設置している自動交付機は、午前9時～午後7時まで毎日、印鑑証明、住民票の発行を行っていますので、ご利用ください。(12月31日～1月3日は休み)



市・県民税の申告はお早めに!!



申告期限 3月17日(月)

那覇市では、平成15年度の市民税・県民税(兼国民健康保険税)の申告を次の場所で受け付けています。申告期限間近になりますと、混雑が予想されますので、お早めに申告をお願いします。(税務署で申告した方は、必要ありません)

受付場所

- 那覇市民会館(中ホール)
- 首里支所(3階)
- 小禄支所(2階)
- 本庁市民税課(2階)

(月曜日～金曜日) 午前8時30分～午後5時

市民税課 ☎861-3328

平日(月曜日～金曜日)の8:30～17:00は真和志、首里、小禄の三支所においても、外国人登録を除く全業務を取り扱っていますので、お近くの支所をご利用ください。

真和志支所 ☎832-8231 首里支所 ☎884-4312 小禄支所 ☎857-0086

合併の可能性を検討



「覚書」を締結し、互いに手を握り合う8市町村長(市内ホテル・2月5日)

那覇市と南風原町、南部離島6村(渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村および北大東村)の合併について調査・研究するため2月5日「那覇市・南風原町・南部離島村合併任意協議会」が発足しました。

那覇市・南風原町・南部離島村合併任意協議会を発足

覚書

那覇市、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村及び北大東村は、市町村合併について調査・研究するため、那覇市・南風原町・南部離島村合併任意協議会(以下「協議会」という。)の設置について、下記のとおり覚書を締結する。

記

1. 平成15年2月5日付けで、那覇市・南風原町・南部離島村合併任意協議会を設置する。
2. 事務局を那覇市内に設置する。
3. そのほか協議すべき事項が生じた場合は、構成市町村で協議の上、定めるものとする。

この覚書を証するため、本書8通を作成し、市町村長記名押印の上、各自その1通を保持するものとする。

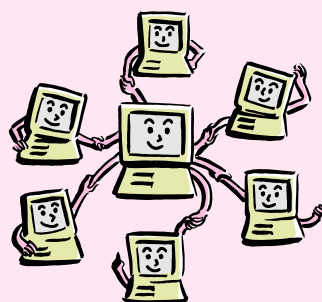
平成15年2月5日

同日の発足式では会長に翁長雄志那覇市長、副会長に仲村三雄座間味村長が選出され、覚書が締結されました。また、8市町村の首長により、協議会の事務局は那覇市内に設置され、委員には学識経験者や大学教授なども加わることになっています。

市部と周辺離島部との組み合わせは全国的にも事例が少なくない。合併による新たな市は、地域の個性や自立意識を醸成するものでなければならない。

当日の発足式では会長に翁長雄志那覇市長、副会長に仲村三雄座間味村長が選出され、覚書が締結されました。また、8市町村の首長により、協議会の事務局は那覇市内に設置され、委員には学識経験者や大学教授なども加わることになっています。

住民票コード通知書をまだ受け取っていない方へ



旅行や出張等の長期不在や引越等で、住民票コード通知書をまだ受け取っていない方は、お早めにご連絡ください。

連絡・お問い合わせ先
市民課住民記録係

☎867-0111 内線2473・2688

金融機関の窓口閉鎖について

3支所(首里・小禄・真和志)に設置されている金融機関の派出所が、3月31日をもって閉鎖されます。

今後、税金などの納付は、最寄りの金融機関をご利用下さい。

この件についての問い合わせ先

首里支所 ☎884-4729

小禄支所 ☎857-0087

真和志支所 ☎832-8232

※特に納税に関することは、納税課 ☎861-6902

2003 みらい

アパート、マンション等の飲み水をより安心してご利用できます。

那覇市水道給水条例の一部を改正

条例改正の主なポイント!

- ・水道局は、貯水槽水道の管理が好ましくない場合には、必要に応じて設置者に対し、指導・助言及び勧告を行います。また、貯水槽水道の利用者に対して情報提供を行います。
- ・アパート等の貯水槽容量が10㎡以下(小規模貯水槽水道)の場合には、水道局が認める事業者年に1回以上の清掃、水質検査を行わせるようにしましょう。その結果を水道局に届け出てください。申出があれば水道局から管理状況のシールを交付します。一般家庭もこれに準じて管理するようにしましょう。
- ・貯水槽容量が10㎡を超える(簡易専用水道)場合には、従来どおり水道法によります。

点検はしごのさびなども赤水の原因になるよ!!

防虫網が破れたら虫が入ってしまうよ!!

フタが開いたままだとゴミなどが入ってしまうよ!!

清掃しないとサビや藻などが発生しますよ!!

年1回以上の清掃・水質検査を行わせるようにしましょう。

お問い合わせ
那覇市水道局配水課給水工事係 ☎832-4174